

【新型コロナウイルス感染症の影響を受ける畜産農家が条件により利用できる主な支援策】

〈給付金・補助金〉

名称	対象者	募集期間	内容	問合せ先
持続化給付金	税務申告した農業者 月の事業収入が税務申告した事業収入を12で割った額の50%以下	R3/1/15まで	特に大きな影響を受ける事業者に対しての事業の継続を下支え ・法人(上限200万円) ・個人事業者(上限100万円) ・電子申請 電子申請ができない場合は申請サポート会場を予約	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 (日曜から金曜、8:30~19:00)
経営継続補助金	農林業を営む個人または法人	2次募集は 9月中旬 ~10月中旬	補助対象経費の1/6以上が接触機会を減らすまたは、感染時の対策に合致すること ・補助率:3/4(上限100万円)	○ JA組合員→ JA経済センター ○ JA組合員でない→ 県庁畜産課 (平日8:30~17:15) 0742-27-7450
奈良県新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業補助金	売上高が前年同月等に比べ20%以上減少した者	9/30まで (消印有効)	売上回復対策(インターネット販売等)、感染防止対策 ・補助率:3/4 (上限50万円、下限20万円)	(公財)奈良県地域産業振興センター 緊急支援補助金事務局 (平日9:30~12:00、 13:00~17:00) 0742-81-9461

〈資金繰り〉

名称	対象等	内容	問合せ先
農林漁業セーフティネット資金	認定農業者、主業農業者、認定新規農業者、集落営農組織等	資金繰りや施設整備のための資金 ・貸付当初5年間実質無利子化 ・実質無担保化 ・原則保証料は必要なし	日本政策金融公庫 奈良支店 0742-32-2270 (平日9:00~17:00)
スーパーL資金	認定農業者		
経営体育成強化資金	認定農業者、主業農業者、認定新規農業者、集落営農組織等		
農林漁業施設資金	農業を営む者、農業協同組合等		
農業近代化資金	認定農業者、主業農業者、認定新規農業者、集落営農組織等	・貸付当初5年間実質無利子化 ・実質無担保化 ・当初5年間保証料免除	融資の相談:JAならけん 融資運用課 0742-27-4035 制度について: 県庁 担い手・農地マネジメント課 (平日8:30~17:15) 0742-27-7617
農業経営負担軽減支援資金			
既往借入の借換資金		・実質無担保化	借入金融機関

※ 利用希望の際は、対象となる要件、対象事業、内容について詳しくご確認下さい。

※ その他にも利用できる支援があります。農林水産省H.P.→https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html#nourin